

男女共同参画会議（第 48 回） 議事次第

平成 28 年 3 月 15 日（火）
17：15 ～ 18：00
総理大臣官邸 2 階小ホール

1 開会

2 議題

- ・「女性活躍加速のための重点方針 2016」の策定に向けた検討方針について
- ・専門調査会の設置について

3 閉会

【配布資料】

- 資料 1 「女性活躍加速のための重点方針 2016」の検討方針について
（加藤大臣提出資料）
- 資料 2 専門調査会の設置について（案）
- 資料 3 女性に対する暴力の根絶について（辻村議員提出資料）
- 資料 4 女性活躍推進法認定マーク「えるぼし」について（厚労副大臣提出資料）

参考資料 男女共同参画社会基本法・男女共同参画会議令（抄）

「女性活躍加速のための重点方針 2016」の検討方針について

平成 28 年 3 月 15 日

女性活躍担当大臣・内閣府特命担当大臣(男女共同参画)

基本的な考え方

- 「第 4 次男女共同参画基本計画」(以下「基本計画」という。)の策定と「女性活躍推進法」の本格施行後、初めての重点方針。基本計画に掲げた成果目標を着実に達成するため、取組を更に加速させていく。
- 基本計画で強調した以下の事項を中心に、政府を挙げて重点的に進めるべき具体策を盛り込む。
 - ①長時間労働等の働き方や男性の家事・育児等への参画が進まない現状等の変革
 - ②更に踏み込んだポジティブ・アクションを通じた積極的な女性の採用・育成・登用の促進
 - ③ひとり親など生活上の困難に陥りやすい女性への対応や女性に対する暴力の根絶など、安全・安心な暮らしの実現
- 女性活躍の主流化に向けて伊勢志摩サミットの関係閣僚会合(4～5月に開催)の成果も取り込み、5月26,27日の首脳会合に向け、我が国の姿勢・取組を打ち出していく。

検討する主な具体策(素案)

- 多様な働き方の推進、男性の暮らし方・意識の変革
 - ・ 非正規雇用の女性の待遇改善(同一労働同一賃金の実現 等)
 - ・ 長時間労働の削減、多様な働き方の推進(労働基準法等改正案の早期成立、法定労働条件の履行確保のための監督指導体制の充実強化、テレワークの抜本的拡大 等)
 - ・ 公共調達を活用したWLB推進の加速(独法や地方公共団体への展開 等)
 - ・ 男性の家事・育児・介護等への主体的参画の促進(男性の育児休業等を促進する企業へのインセンティブの拡充、家事負担の軽減や子育てしやすくなる商品・サービスの開発、国民的気運の醸成、更なる促進策についての総合的な検討 等)
- 「指導的地位に女性が占める割合 30%程度」の達成に向けた参画拡大・人材育成
 - ・ 「まず隗より始めよ」の観点からの公務部門の取組加速(「女性職員登用加速化重点項目」の更なる推進、女性活躍を進める自治体への支援等の強化 等)
 - ・ 将来指導的地位に就く女性の人材育成策の抜本的充実(管理職候補者となる女性を育成する企業へのインセンティブ拡充、女性のキャリア構築への支援、効果的な女性人材育成の在り方についての総合的な検討 等)
 - ・ 農山漁村における女性リーダーの育成(農林水産業における女性経営者の経営発展の支援 等)
 - ・ 男性経営者の女性活躍へのコミットメント拡大(「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言の全国への波及 等)
- 女性に対する暴力への対応
 - ・ 性犯罪への対策の推進(法制審の答申が得られた場合は法改正を含む措置、ワンストップ支援センターの設置促進 等)
- 女性活躍の視点に立った制度等の整備
 - ・ 通称使用に係る課題等の調査検討
 - ・ 税制、社会保障制度等の見直し(適用拡大の更なる検討、官民の配偶者手当の見直し促進 等)

専門調査会の設置について（案）

平成 28 年 3 月 15 日

男女共同参画会議

平成 27 年 12 月に閣議決定した第 4 次男女共同参画基本計画（以下「基本計画」という。）に基づく各府省の取組を促進するため、以下の専門調査会を設置し、専門委員等による検討を行う。

【重点方針専門調査会】（新設）

基本計画Ⅳ 2 ①から③（別紙参照）に基づき、施策の実施状況を監視し、政府が定める「女性活躍加速のための重点方針」（以下「重点方針」という。）に盛り込むべき事項について調査検討する。

また、「重点方針」に基づく各府省の予算概算要求等の状況について調査検討する。

【女性に対する暴力に関する専門調査会】（継続）

配偶者からの暴力、ストーカー事案、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント等の各分野を念頭に置きつつ、暴力防止や被害者支援などの今後の施策の在り方などについて、調査検討する。

上記のほか、今後、男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項等に関し調査検討する必要がある場合には、機動的に専門調査会を設置する。

※基本問題・影響調査専門調査会、監視専門調査会及び計画策定専門調査会は廃止。

女性に対する暴力の根絶について

平成28年3月15日第48回男女共同参画会議 辻村議員提出資料

第4次男女共同参画基本計画 第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

基本的考え方

- 女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、その予防と被害回復のための取組を推進し、暴力の根絶を図ることは男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題である。
- インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、一層多様化する暴力に対して迅速かつ的確に対応することが必要である。
- 被害者支援にあたっては暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応する視点が不可欠である。



施策の実施

具体的な取組

1. 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

- ・女性に対する暴力の実態が的確に把握できる
- ・データの在り方の検討、
・広報・周知方策

など

2. 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

- ・配偶者暴力防止法の平成25年改正後の施行状況
- ・地域社会内での加害者更生プログラムの実態の把握や今後の在り方
- ・被害者への支援の拡充

など

3. ストーカー事案への対策の推進

- ・被害者の支援ニーズに応じた、
切れ目のない被害者支援の推進
- など

4. 性犯罪への対策の推進

- ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置促進
- ・性犯罪の罰則の在り方についての法制審議会の審議結果を踏まえ、性犯罪への厳正な対処に係る残された課題

など

5. 子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

- ・被害児童に対する二次被害の防止に配慮した事情聴取

など

6. 売買春への対策の推進

- ・関係法令の厳正な運用と取締りの強化
- ・売買春からの女性の保護と社会復帰支援の充実

など

7. 人身取引対策の推進

- ・「人身取引対策行動計画2014」に基づく人身取引の防止・撲滅と被害者保護のための効果的な取組の推進

8. セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

- ・相談体制の整備など雇用・教育・研究・医療・スポーツ分野等の場における防止対策の推進

など

9. メディアにおける性・暴力表現への対応

- ・メディアリテラシー向上のための取組の促進
- ・自主規制等の取組の推進

など

成果目標

項目	現状	成果目標 (期限)
配偶者からの被害を相談した者の割合(男女別)	男性：16.6% 女性：50.3% (平成26年)	男性：30% 女性：70% (平成32年)
配偶者からの暴力の相談窓口の周知度(男女別)	男性：30.4% 女性：34.3% (平成26年)	男女とも70% (平成32年)

項目	現状	成果目標 (期限)
市町村における配偶者暴力相談支援センターの数	88か所 (平成27年11月)	150か所 (平成32年)
行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設置数	25か所 (平成27年11月)	各都道府県に 最低1か所 (平成32年)

*成果目標として、行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設置数を初めて設定。

現 状：25か所(平成27年11月)ー

北海道、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、熊本県、沖縄県

成果目標：各都道府県に最低1か所(平成32年)

未設置(平成27年11月)ー

青森県、岩手県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、長野県、静岡県、奈良県、鳥取県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県

第4次男女共同参画基本計画(抄)

第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶 4. 性犯罪への対策の推進

「(ア) ワンストップ支援センターの設置促進」

「① 性犯罪被害者に対する専門の相談窓口機能を持ち、必要に応じ医師による心身の治療、警察等への同行支援を始めとする、適切な支援が可能な性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置を促進する。また、被害者の要望に応じた支援をコーディネートできるよう、性犯罪被害者支援に係る関係部局と民間支援団体間の連携を促進する。」